

はじめよう！

集団回収

【再生資源物回収報奨金の手引き】



地域が主役のリサイクル



庄原市

H27.4 作成

集団回収とは

リサイクル可能な資源（新聞、缶、ビンなど）を、地域住民で自主的に回収し、資源の引き受け業者へ引き渡すリサイクル活動です。

集団回収は、地域による、地域のためのリサイクル活動です。リサイクルの推進や地域の活性化に繋がることはもちろん、回収量に応じて市が報奨金を支給するので、地域のための活動資金を生み出します。

集団回収を行うことで…

ごみの減量・リサイクル意識の向上



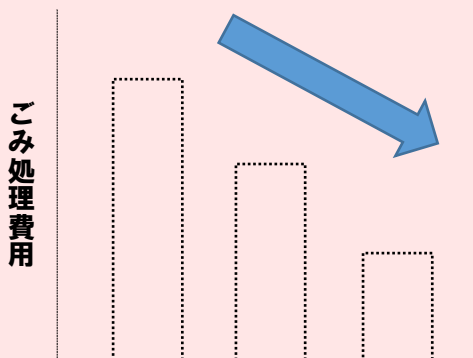
ごみ・資源の分別に対する意識が高まり、地域のお子さんの環境教育にもなります。
また、効率よく資源が集められることで、ごみの減量に繋がります。

地域の活性化



集団回収の実施には地域内での協力が不可欠です。活動を通じ、地域の人々の交流が生まれ、地域の活性化に繋がります。

ごみ処理費用の削減



市が行っている行政回収では、搬入されたごみ・資源の収集や分別などの処理に莫大な費用がかかっています。集団回収で、それらのごみ処理費用が削減できます。

活動資金の創出



回収の実績に応じて市が報奨金を交付します（再生資源物回収報奨金）。地域のための活動資金として活用してください。

集団回収をはじめよう

手順

1

集団回収活動団体をつくりましょう

※市が支給する報奨金の交付対象となるのは、町会・自治会・子ども会・PTA・地域のグループなど、地域の住民団体となります。

2

回収内容を決めましょう

回収品目・回収場所などを決めます。また、事前に資源の引き受け業者へ連絡し、引受け対象品目や引き渡し方法などの確認をしておきましょう。

※回収場所は近隣の迷惑とならない場所で、市が回収を行うごみ・資源の集積所とは別の場所にしましょう。

3

地域の皆さんにPR

地域の皆さんへ回収内容を周知し、活動への理解と協力を得ましょう。

4

回収実施・引き渡し

※資源の集積場所や関係場所は、回収実施団体の責任で清潔に保ちましょう。また、回収品目以外のものが集積された場合にも団体の責任で処分してください。

※集団回収で集めた資源も、持ち去りの被害に遭うことがあります。回収した資源は団体の所有物のため、持ち去り行為は犯罪となります。警察に被害届を出しましょう。

5

報告

回収実績や資源の売却益・報奨金の受け取り額、またその活用方法など、活動の成果を公表しましょう。



報奨金の交付について

集団回収に対する報奨金（再生資源物回収報奨金）は、ごみの減量と地域環境の向上を図るため設けられた制度です。集団回収を行う際は是非この制度を活用し、地域の資金として役立ててください。

内容

●交付対象団体(交付要件)

- (1) 活動場所が市内にあること
- (2) 構成員が5人以上であること
- (3) 政治活動、宗教活動または営利活動を目的としない団体であること
- (4) 資源の回収を自主的に行うこと

●交付対象となる資源（再生資源物）

古紙（新聞、ダンボール、雑誌類など）



布



缶（アルミ缶、スチール缶）



びん



ペットボトル



その他

資源として再生利用できるものが対象。なお、その他項目に入るものについては事前に市に確認をしてください。

※事業者が回収、排出したもの、および、地域のごみ集積所に排出されたものは対象となりません。

●交付金額

回収量 1kg 当たり 5 円

●その他

ごみの減量や地域環境の向上などに関する研修会や施設見学などの市の取り組みへの積極的な参加をお願いします。

手続き

集団回収開始前

報奨金の交付を受けるには、事前に団体の登録が必要となります。下記必要書類を毎年度、集団回収開始前に必ず届け出てください。

必要書類

再生資源物回収実施団体届出書 ————— 記載例① (P5)

再生資源物回収報奨金口座振込依頼書 ————— 記載例② (P6)

回収した資源を集積する場所の付近地図

団体に定めた規約、会則等の写し

※規約等がない場合 ⇒ 再生資源物回収実施団体構成員名簿 ———— 記載例③ (P7)

資源引き渡し後

回収した資源を引き受け業者へ引き渡した後は、回収実績を報告してください。下記必要書類にて報告された回収実績をもとに報奨金を支給します。なお、実績報告は随時提出が可能ですが、必ず回収を実施した年度内に提出してください。

※回収実施年度と実績報告年度が異なる場合や、回収実施期間が年度を跨ぐ場合は報奨金の支給が出来ませんので注意してください。

必要書類

再生資源物回収実績報告書 ————— 記載例④ (P8、9)

回収実績を証明する書類（計量票など）

引き渡し業者より発行してもらってください。なお、写しで問題ありません。

登録内容変更

団体登録の届け出後、登録内容の変更が生じた場合には速やかに届け出てください。

必要書類

再生資源物回収実施団体届出事項変更届出書 ————— 記載例⑤ (P10)

※報奨金の支給について

7月・11月・3月の各月に提出された実績の集計を行います。報奨金は回収量に基づき、集計月の次月頃に口座振込依頼書記載の口座へ振込みます。

記載例①

様式第1号（第4条関係）

再生資源物回収実施団体届出書

届出日は回収開始日以前です。

●●年 4月 1日

庄原市長様

住所 庄原市是松町20-25
団体名 環境清掃会
代表者 環境政策
連絡先 Tel (0824)00-0000

代表者の個人印(スタンプ印不可)、
もしくは職印を押印してください。
なお、職印の場合は代表者氏名欄に
肩書きを記入してください。



庄原市再生資源物回収報奨金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届出ます。

活動地域	庄原市 是松 町 (地域名: 是松)		
回収対象世帯数	14 世帯	団体構成員数	11 名
回収開始日	●●年 4月 1日	引渡し予定回数	年 10 回
引渡し予定業者	▲▲商店(紙・布) ■■商店(びん・缶) 業者名に加え、引き渡す資源の品目も可能な限り記載してください。		
再生資源物集積場所	庄原市 是松 町 20-25 (リサイクルプラザ 敷地内) 庄原市一木町 266-2 クリーンセンター敷地内 集積場所として利用する場所は全て記載してください。また、集積場所の位置が分かる付近の地図も忘れずに添付してください。		

- 添付書類
- 1 再生資源物回収報奨金口座振込依頼書
 - 2 再生資源物集積場所位置図(複数箇所ある場合はその全てのもの)
 - 3 規約等、団体の規則を定めたものの写し

記載例②

再生資源物回収報奨金口座振込依頼書

●●年 4月 1日

庄原市長様

住所 庄原市是松町20-25

団体名 環境清掃会

代表者 環境政策



庄原市から支給される再生資源物回収報奨金は、次の口座に振込んでください。

振込先	環境 銀行・農協・金庫 庄原本 店・所
預金種別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	0000000
フリガナ	シュウダン カイシュウ
名義人	集団 回収

※代表者名と口座名義が違う場合のみ記入

なお、上記口座名義については、次のとおり委任したものです。

私（請求者）は、当該再生資源物回収報奨金の受領を下記の者に委任します。

代表者名と口座名義が違う場合のみ記入。
印は不要です。

代理人
(口座名義人)

住所 庄原市是松町20-250

氏名 集団 回収

連絡先 Tel (0824)00-0001

※団体の規約や会則などが無い場合にのみ必要となります。

再生資源物回収実施団体構成員名簿

(団体名： 環境清掃会)

番号	住所	氏名
1	庄原市是松町 20-25	(代表者) 環境 政策
2	庄原市是松町 20-250	集団 回収
3	庄原市是松町 20-260	再生 資源
4	庄原市是松町 20-270	地域 美化
5	庄原市是松町 20-280	廃棄 減量
6		他 6 名

※代表者を最上段に記載のこと

上記構成員が実施する再生資源物の回収にかかる取決め

- 1 本団体は、一般家庭の排出する再生資源物の回収を実施し、ごみの減量と地域環境の向上を図るものとする。
- 2 本団体は、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない。
- 3 本団体は、再生資源物の回収を自主的に行い、回収に関係する場所の清潔保持に務めるものとする。
- 4 本団体の構成員は、ごみの減量や地域環境の向上等に関する研修会や施設見学等の市の取組みに積極的に参加するよう努めるものとする。
- 5 その他、庄原市再生資源物回収報奨金交付要綱に定める事項に則り活動を行うものとする。

記載例④

様式第3号（第6条関係）

（表）

再生資源物回収実績報告書

●●年 12月 31日

庄原市長様

住所 庄原市是松町20-25

団体名 環境清掃会

代表者 環境政策

連絡先 Tel (0824)00-0000



資源物の回収を実施したので、庄原市再生資源物回収報奨金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり実績を報告します。

業者に資源を引き渡した日が実施期間の終期です。同一年度内に複数回実績報告書を提出する場合、実施期間の始期は前回期間の終期以降となります。

回収実施期間		●●年 4月 1日 ~ ●●年 12月 30日			
品名	回収量 (kg)	引渡しに金銭発生の場合		備考	
		単価(円)	金額(円)		
古紙	200				
布	各品目回収量の1kg未満の端数は切り捨ててください。				
缶	アルミ	350	70	24,500	
	スチール				
びん					
ペットボトル					
その他					
合計	550		24,500		

※ 裏面貼付書類 上記回収実績を証明する書類（計量票の写し等）

※ 合計欄は、上記回収実績を証明する書類の合計と合致すること。

(裏)

(回収実績を証明する書類貼付欄)

計量証明書	
日時	●●年 12月 30日 13:30
品目	ダンボール
総重	1200 kg
風袋	1000 kg
正味	200 kg

上記の通り証明します。

広島県▲▲町 0-0
有限会社 ▲▲商店

計量主任者 引受 太郎

広島県知事登録第○号

計量証明書	
計量主任者 資源 買取	
日時	●●年 12月 30日 14:45
品目	アルミ缶
総重	1350 kg
風袋	1000 kg
正味	350 kg
料金	¥ 24,500

広島県■町 0-0
有限会社 ■商店

TEL (0824) 00-0000

広島県知事登録第○号

資源の引き渡しの際に業者発行の証明書を必ずもらい、それを添付してください(写し可)。

記載例⑤

様式第2号（第4条関係）

届け出た団体の登録内容の変更・追加などがあれば提出してください。

再生資源物回収実施団体届出事項変更届出書

●●年 9月 1日

庄原市長様

住所 庄原市是松町20-25

団体名 環境清掃会

代表者 環境政策

連絡先 Tel (0824)00-0000



庄原市再生資源物回収実施団体届出書の内容を変更したいので、庄原市再生資源物回収報奨金交付要綱第4条第2項の規定により次のとおり届出ます。

変更事項	資源集積場所追加 (●●年8月31日変更)	
変更内容	変更前	
	変更後	庄原市中本町1-10-1 (庄原市役所敷地内)

※再生資源物集積場所に変更がある場合は、該当箇所位置図を添付すること。